

山 監 第 N 3 1 0 4 - 8 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 2 月 5 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成 2 8 年 1 2 月 5 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

産業振興部

商工労働課、小野田勤労青少年ホーム、山陽勤労青少年ホーム、観光課及び農林水産課

#### 3 監査の期間

平成 28 年 11 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 27 年度及び平成 28 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 行政財産管理について

ア 施設使用許可申請に伴う使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、適切に処理されたい。

【商工労働課】

(2) 施設指定管理者制度について

ア 施設使用申請及び許可書の取扱いについて、一部適切とはいえない部分がある。様式の見直しを含め、指定管理者に指導等を行われたい。

イ 使用料の徴収業務委託において、実態とは異なる部分がある。また、公金収納事務に係る業務委託が更新されていないものがある。業務委託契約書等の更新又は改定すべき内容について検討し、是正されたい。

【商工労働課】